

# 「食料・農業・農村政策審議会・基本法検証部会」の「中間とりまとめ」に対する意見

2023年7月21日

## NPO 日本有機農業研究会

以下は、「食料・農業・農村政策審議会・基本法検証部会」の「中間とりまとめ」に対する意見募集（2023年6月23日～7月22日）に対して専用ウェブサイト分割して出した意見をまとめたものです。一部補足あり。

### **全般** **基本理念**

(1) 食料・農業・農村の存立基盤は、SDGsのデコレーションケーキの図で言えば自然資本と呼ばれる自然生態系であり、そうした森・里・川・海の自然の恵みをもたらす「自然との共生」が基本理念に据えられるべきである。そこでは、農林漁業関係者だけでなく、すべての一人一人が食の享受だけでなく、農・林・漁に対してそれを保全・管理・活用する権利と責務を有すると位置づけるべきである。

(2) 第5次「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月）では「産業政策」と「地域政策」（農村振興）を車の両輪ですすめ、それに加えて、「環境政策」も大きく扱われた。2006年には有機農業推進法ができており、その基本方針（2023年4月）には「有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する」とある。「みどりの食料システム戦略」においても有機農業が目標に掲げられた。有機農業を主流とした「環境政策」こそを「基本理念」の筆頭に据えるべきである。

(3) 自然と共生し、それをできるだけ損なうことなく活用を図る有機農業は、総合的にみると真に生産性、効率がよく、何よりも気候変動などに対して回復力（レジリエンス）に富んでいる。50年以上の実績のある有機農業を推進することが、現下の食料自給や資材不足、生物多様性の回復にとって最適解といえる。食料安全保障の前提となる自然生態系（自然資本、社会的共通資本）を有機農業の実践によって守ることを掲げるべきである。

(4) SDGsで引用される地球の限界を示す図では、特に生物多様性が危機的である。日本での鳥・虫・水生生物・土壌生物の激減は、農業基本法（1961年）の「農業近代化」（化学合成肥料・農薬の多投、機械化、専作化など、工業的農業の推進、産業化）によりもたらされた。リン・チッソの施用過剰と土壌の疲弊も、農村人口の減少、農村の衰退も同根である。人々が自然と共に暮らし、農・林・漁にも関わり参加する有機農業を基本理念に掲げるべ

ある。

(5) 「食料安全保障」の国際的な概念（FAO）には、「安全かつ栄養ある食料」の入手が明記されている。現行法では、【食料の安定供給の確保】第二条には、「良質な食料」とあり、さらに（食料消費に関する施策の充実）第十六条には、「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図る」とある。「食品の安全」と「栄養」「良質（品質の良い）」は重要な必要条件であり、食料安全保障の定義内に明記すべきである。なお、「安全で品質の良い」食品とは、自然の土から生まれるものであり、この中に、遺伝子操作・ゲノム編集、“フード・テック”等は含まれない。

(6) 「食料安全保障」では、安定供給の大前提である「種子」の国内生産の増大について明記すべきである。そして、各地域が長い年月をかけて育んできた在来の種子（タネ）を守り、地域でタネから自給して地域の食・農の文化、環境（自然生態系、生物多様性）を守り、次世代に引き継ぐ活動が重要であることも明記すべきである。「中間とりまとめ」では、知的財産権の活用に言及があるが、これだけではバランスを欠く。

(7) 国内市場の縮小を理由に「輸出の拡大」が推進されているが、他方で、各地で身近なところでの地域自給、地産地消の取組みを積極的に推進する施策を強め、バランスをとるべきである。

## **農業分野**

(1) アジアモンスーン地帯だからこそ、旺盛な動植物の生命力を活かした身の丈の有畜複合の集約的な有機農業が有利である。夏に湿潤な気候風土の日本に、夏に冷涼なところで発達した欧米型「近代農業」を取り入れ、農業基本法（1961年）で、「効率」「生産性の向上」などの「工業の論理」で推進してきたことが、そもそも、今日の農業・農村の衰退を招き、食品の質の劣化につながった。

「生産性の向上」やスマート農業ではなく、今こそ、伝統知を踏まえて本来の科学を取り入れ現代に活かす「小規模・複合」「地域自給・流域自給型」の有機農業、すなわち、「生態系の力を活用した持続可能な農業と循環型の食料システム」としての有機農業である。

(2) 伝統的農法を継承しつつ現代の（真の）科学を統合して進める「有機農業」なら食料の自給は可能である。「はっきりした四季があり、緑の樹木に覆われた山々には豊かな水系がめぐり、開けた大地は肥沃な土壌に恵まれてきた太陽エネルギーを十分に享受できるこの列島は、地球でも稀にみるほど農業に適している。この恵みを活かして私たちの祖先は営々と田畑を築き、海の幸・山の幸を食卓に供し、欧米の10分の1や100分の1の面積で多数の人口を養ってきた」（『有機農業ハンドブック 土づくりから食べ方まで』日本有機農業研究会）、

「はじめに」より)。なお、そのためには、都市住人が田園回帰する流れを総力を挙げて取り組むべきである。

(3) 戦後の農地改革では、農地が小作人に解放され、自作農が創出された。谷津田や棚田の隅々まで耕してきたのは、自作地を持った農民であり、その周辺に位置する山林と水路や道を保全してきたのは、その集落の農民であった。この小規模の農民が普通に暮らせるような社会にしなければ、山間部から耕作放棄地は増え、獣害も増え、山林と農業が一体となった景観も壊れてしまう。食料生産の4割を担う中山間部における農業に対し、いっそうの総合的な支援強化が必要であり、農地を農地として残さねばならない。自然生態系と共にある農山村と農業を社会的共通資本、すなわち国民の生命（いのち）・生活（くらし）の土台として位置づけるべきである。

(4) 小規模複合の有機農業こそが中長期的にみて持続可能であり、総合的な生産力も高いことが明らかになっていることを踏まえ、そうした有機農業を基本に据え、拡大普及すること。創意工夫に富み、自然の恵みを享受できる楽しい農業、暮らしと一体となった生業（なりわい）としての「くらし農業」に重点を置いた位置づけをし推進することが、農業人口・農村人口の復活につながる。大規模化とスマート農業では、ますます人が農村から減少する。

(5) 「農薬削減」は、速やかな有機農業への転換により行うことが、迂遠なようにみえても近道である。農薬（化学合成、生物農薬など。特定農薬除く）削減は、小さな面積から区切ってでも、段階的に行うのがよい。ドローンでの農薬散布や大型AI農薬噴霧器の開発のためのお金は、有機農業への転換のための研修費用にこそ当てるべきである。また、殺虫剤ネオニコチノイド系農薬は、直ちに使用禁止にすべきである。

(6) 「化学肥料の削減」についても、速やかな有機農業への転換により行う。具体的には「良質の堆肥等」の投入による「土づくり」が基本であり、「生きている土壌」を醸成することが肝要である。堆肥は原材料が「良質」であることが重要である。ちなみに「有機」認証基準（有機JAS）では、「下水汚泥」の投入は禁じられている。有機農業拡大を考えれば、慣行栽培農地にも、安全性等で不安材料となるものを投入すべきではない。

(7) 大規模機械化は、土壌を踏み固め、エネルギー消費増大を招き、経営的には過剰投資による経営不安、従事する人にとっては、過重な労力と単調な作業や機械に使われる仕事となりかねない。農業基本法以来とってきた「産業化」と「工業的農業」はすでに破綻している。そしてそれと軌を一にする遺伝子工学や人造たんぱく、昆虫パウダーでは「持続可能な農業」にはなりえないことを認識し直すべきである。

(8) 中山間地域における農林業が存在しつづけることが、全体の食料の安定供給にとって重

要であることを再認識すべきである。それだけでなく、中山間地域農業の農業は、国土保全、生物多様性の保持、景観の維持など多くの多面的機能を発揮できる点でも重要である。中山間地域の居住者に対する各種の直接支払いを充実させることが急務である。

### **食料分野**

(1) 自然の摂理を逸脱しているゲノム編集を含む遺伝子操作技術による遺伝子改変生物の禁止を明瞭にすべきである。また、「フードテック」と呼ばれる培養肉、培養ミルクなどのニセ食品、また、コオロギパウダーなど工業的昆虫食は、食と農の伝統・文化を壊すので、認めないことを明記すべきである。

(2) 食の安全と選択のための表示、および消費者の意見が政策に反映されることなどは消費者基本法で明記され、国際的にも認められている消費者の権利である。食料・農業・農村基本法においてもそうしたことを明記し、その上に立って生産コストの価格転換や農業への理解が図られねばならない。そしてまた、食の安全は、将来を見通した「予防原則」に立つものでなければならない。

### **農村分野**

(1) 持続可能な農業は、地域（国）の風土・気象・地形などの自然生態系に根ざした長い年月にわたり持続されてきた伝統農法の延長上にある。日本では、緑に覆われた森林を背後に抱えた里山と里地が一体となった田園風景でわかるように、里山と有機的なつながりの中で農業が持続されてきた。それが分断され、森林・里山が荒れている。農地と一体として捉えることが重要であり、その整備（手入れ）が急務であることを明記すべきである。

(2) それぞれの地域社会と一体となった在来品種をはじめとする多様な作物の種子（品種）の保全・継承を各地の地域（農村）が必要不可欠な活動・事業として行えるよう、支援することを明記すべきである。地域の種子の採種（農業者に限らず、地域の家庭菜園者や自給的農家、半農半X含む）の活動の公的な支援（直払い等含む）にも言及すべきである。

### **環境分野**

(1) (再掲)基本計画では「産業政策」と「地域政策」（農村振興）を車の両輪ですすめ、それに加えて、「環境政策」も大きく扱われた。2006年には有機農業推進法ができており、その基本方針には「有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明

らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する」とある。「みどりの食料システム戦略」においても有機農業が目標に掲げられた。有機農業を主流とした「環境政策」こそを「基本理念」の筆頭に据えるべきである。

(2) 生物多様性の減少では、種子（タネ、品種）についても重要である。作物品種について、それぞれの地域で育まれてきた多様性のある在来種、地方種も含めて、多様な作物種を保全し継承することを、各地の地方公共団体をはじめとして公的に支援する施策が必要であることを明記すべきである。

### **その他**

(1) 農地集積・規模拡大・基盤整備等で地域での農地集積と10年後の担い手確定などが行われているが、地形や気象に合わせて形成されてきた個性ある農地を「効率化」などの観点から移動させたり大規模化の基盤整備を行うのは、慎重に実施すべきである。棚田、谷津田なども守るすべを考えるべきである。

それには、里山を組み入れた「森林公園」の活用による田畑を含めた「森の公園」に地域の人々が集い耕す田畑（体験農場、農業教育）を組み込んだ事例が参考になる。

(2) 「有機農業公園をつくろう」—有機農業の普及拡大に向けて、公園内に有機農業の小規模の田畑を設営して、技術指導、研修、相談、農業体験、直売所、レストラン利用などが総合的にできる「有機農業公園」を各地に設置する。公園であるので誰でも入ることができ、有機農業の田畑のようすをつぶさにみることができる。住民も有機農業を身近に五感で感じることができるので有機農業への理解も深まる。このような「有機農業公園」、あるいは名称は「森里海をつなぐ公園」でも「自然と農業公園」でも、あるいは、「有機農業推進センター」など、地域にふさわしいものにしていく。

以上